

12月は彦根でPayPay！【第3弾】 最大25%戻ってくる 最大25%キャンペーン

市では、数年間にわたるコロナ禍や物価高騰の影響を受けた、市内小売業者・飲食店を支援し、地域経済の活性化を目指すため、市内対象店舗で、キャッシュレス決済サービス「PayPay」を利用した場合に、決済金額の最大25%のPayPayポイントを付与するキャンペーンを実施します。



詳しくはキャンペーン公式ホームページ（QRコード）をご覧ください。

●開催期間 12月1日(金) 0:00 ~ 同31日(日) 23:59

●PayPayでの決済方法

対象支払い方法 残高 クレジット (旧あと払い) 対象外 PayPay商品券 その他のクレジットカード

●対象店舗

▶市内に本社のある大企業のうち、小売業・飲食業・サービス業などの市内店舗
▶中小企業の小売業・飲食業・サービス業などの市内店舗
※フランチャイズなど、キャンペーン対象外となる店舗もあります。
※対象店舗一覧は、彦根市ホームページに11月末頃公開予定です（PayPayアプリや店頭ポスターでも確認できます）。

●事業者の皆さんへ

本キャンペーンに参加するには、PayPayに加盟する必要があります（すでに加盟済みで、キャンペーン対象となる店舗には、直接PayPay（株）から連絡があります）。

付与上限

3,000ポイント/回、10,000ポイント/期間

問

【利用者】PayPayカスタマーサポート窓口（365日、24時間受付）
☎ 0120-990-634
【事業者】事業者向け相談窓口（PayPay（株）営業担当者・黒見さん）
☎ 080-9154-9379（平日10:00～17:00）
【事業について】
地域経済振興課 ☎ 30-6119 FAX 24-9676
【HP番号：17915】

©彦根市

©MOHERON STUDIO

お知らせ

寒さから水道管を守りましょう

●水道管の防寒方法

厚手の布や市販の保温材を蛇口まで巻きつけ、その上にビニールなどを巻いて、直接冷気が当たらないようにしてください。

●水道管が凍りついて水が出ないときは？

タオルをかぶせて、ぬるま湯をかけて氷を溶かしてください。（熱湯は使わないでください。水道管が破裂することがあります）

●水道管が破裂したときは？

水道メーターボックス内のバルブを閉め、破裂した部分に布やテープを巻き、彦根市指定給水装置工事事業者（彦根市ホームページに掲載）に修理を依頼してください。

●水漏れがないか確認を！

次の方法により定期的に水道メーターをチェックし、漏水を早期発見できるようにしてください。

①敷地内全ての蛇口を閉めた状態でメーターを見る

②メーター盤内のパイロット針（※）の動きを見る

（パイロット針が回っている場合、水漏れの可能性があります）

※メーター盤内にある回転する部品（製造メーカーにより、色や形状は異なる場合があります）

問 上水道工務課 ☎ 22-2648 FAX 24-4054 【HP番号：8839】

上下水道料金お客様サービスセンター ☎ 27-2802 FAX 27-2803

定期的にチェックしましょう



▲ぬるま湯をかける様子



マイナンバーカード交付休日 開庁日（予約者優先）

④ 12月10日(日)、同24日(日)
いずれも9:30～13:00（受付
9:30～12:30）

場 市役所本庁舎（元町）1階

他 詳しくは窓口予約システム（QRコード）または彦根市ホームページをご覧ください。



問 ライフサービス課

☎ 30-6151 FAX 22-1398

【HP番号：22434】

氏名 ○○○ ○○○
住所 ○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号
性別 女
昭和○○年○○月○○日生 ○○年○○月○○日まで有効
○市長 令和○○年○○月○○日
01234567890123456 0123
01234567890123456 0123

償却資産の申告期限は 令和6年1月31日(水)です

償却資産とは、事業のために使うことのできる土地・家屋以外の資産のことで、固定資産税の課税対象です。市内で事業を行っている事業者は、毎年1月1日現在の資産状況を申告する必要があります。詳しくは、彦根市ホームページをご覧ください。

＜インターネット（エルタックス）でも申告できます＞

窓口に出向いたり、郵送する手間が省けます。申告方法は、エルタックスのホームページ（QRコード）をご確認ください。



問 税務課

☎ 30-6138 FAX 22-3052

【HP番号：4939】

12月は「ストップ滞納!! 強化月間」

皆さんが納める税金は、福祉・教育などの身近な行政サービスに使われ、保険料はいつでも安心して医療や介護サービスを受けられる制度の運営に使われる大切な財源です。公平な負担をお願いするため、12月は滞納整理を強化しています。

未納のまま放置すると、給与の差押えなどを行う場合があります。病氣・失業・災害・事業の廃止など、やむを得ない事情があるときや、多重債務などで納付が困難なときは、放置せず、ご相談ください。

問 債権管理課

☎ 30-6109 FAX 22-1398